



地域安全ニュース

平成27年6月号

みんなで作ろう安全安心のまち

～犯罪・交通事故のない社会の実現を～

6月1日から自転車の交通違反罰則強化!!

平成27年6月1日から「自転車運転者講習制度」が導入されました。

この制度は、「自転車乗用中に危険な行為(14類型)で3年以内に違反切符または交通事故を2回以上繰り返して行った場合」が対象になります。

対象になった場合、公安委員会より3ヶ月以内の指定された期間内に自転車運転者講習の受講命令があります。この受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金が科せられます。

危険行為(14類型)とは…

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ⑥ 遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等
- ⑧ 交差点優先車妨害等
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩ 指定場所一時不停止等
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
- ⑫ 制動装置不良自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反

となっています。

また、14歳以上の全ての自転車運転者が対象となりますので、自転車通学をされている学生の方も安全運転を心がけてください。



悪徳業者による苗木・花の訪問販売



先日、西真美で早朝から苗木・花を訪問販売する悪質な業者(個人)がいると報告されています。

業者は地元の関係者を装い、言葉巧みに商品を売りつけており、それを購入された方が地元で相談し、発覚いたしました。

香芝市内で同じような事例が別地域でも報告されておりますので、皆様には注意していただくとともに、不審な人物を見かけたら警察へ通報をお願いします。

香芝市生活安全推進協議会